

情報共有システムの利用方法変更について

H30.5.14 改定 土木技術管理課

現在熊本県が利用している情報共有システム（県での名称「情報交換共有システム」）は、県がシステム提供者と契約して利用していますが、最新の土木工事標準積算基準における情報共有システムに係る費用は、共通仮設費率計上分に含まれることになっております。

つきましては、熊本県土木部が発注する工事で利用する情報共有システムは、工事受注者がシステム提供者と契約して利用する方式に変更することとします。

1 変更内容

利用する情報共有システム及び契約方法の変更

○これまでの利用方法

「工事発注者（熊本県）」と「県が構築した情報交換共有システムの提供者」が契約して、システムを利用する方式（以下、「発注者指定方式」という。）

○これからの利用方法

「工事受注者」と「工事受注者が選択した情報共有システムの提供者」が契約し、工事受注者の費用負担でシステムを利用する方式（以下、「受注者選択方式」という。）

2 対象工事

熊本県土木部が発注する、平成30年4月2日（月）以降に契約締結を行う設計額1千5百万円以上の工事（ただし営繕積算方式による工事、港湾工事を除く。）は原則情報共有システムを利用することとする。

なお、設計額1千5百万円未満の工事、営繕積算方式による工事及び港湾工事についても受注者からの希望があれば利用することとする。

3 利用可能な情報共有システム

熊本県のホームページに掲載されている情報共有システム提供者のシステムであること。

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_1838.html

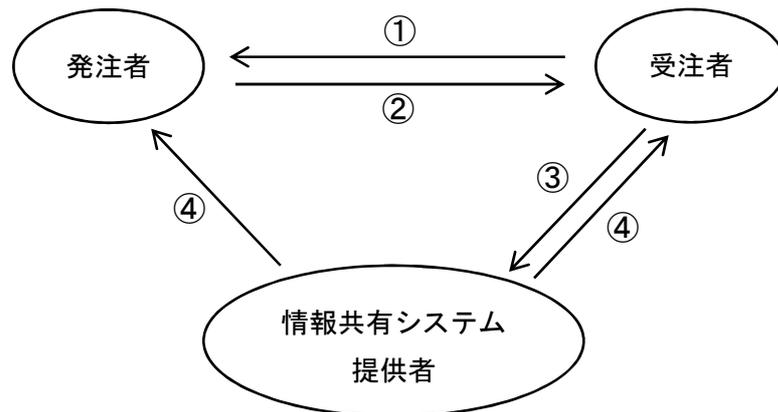
4 費用について

情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）は、共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれます。

なお、営繕積算方式による工事、港湾工事の技術管理費には情報共有システムに係る費用は含まれませんが、別途積上げ等による計上はしないものとします。

5 利用開始までの流れ

- ① 受注者：利用する情報共有システムを選び、発注者と協議
 - ② 発注者：利用可能な情報共有システムであることを確認し、発注者の基本情報*を受注者に提供
 - ③ 受注者：情報共有システム提供者と契約（工事毎）し、基本情報*を登録
 - ④ 情報共有システム提供者：ID及びパスワード等を受発注者に連絡
- *：基本情報とは工事の案件情報及び決裁ルート設定に必要な役職氏名等という。



6 システム移行スケジュール

- ① 平成30年3月以前契約で平成30年12月までに完了する工事
発注者指定方式
- ② 平成30年3月以前契約で平成30年12月までに完了しない工事
 - 1) 設計額1千5百万円以上（営繕積算方式による工事、港湾工事を除く）
発注者指定方式+受注者選択方式
 - 2) 設計額1千5百万円未満、営繕積算方式による工事、港湾工事
発注者指定方式+紙（受注者選択方式も利用可能）
- ③ 平成30年4月以降契約工事
受注者選択方式もしくは平成30年12月末まで従来システム利用可
(受注者により選択)

※発注者指定方式は平成30年12月末でシステムのサービスが終了します

